

認定基準(特別障害者手当)

別表第2に定める障がいの程度に2つ以上該当している方(重複障害)

または

別表第2に定める障がいの程度が1つ該当し且つ、別表第3に定める障がいの程度に2つ以上該当する方

別表第2【特別障害者手当】 重複障害

1	両眼の視力の和が0.04以下の者
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上の者
3	両上肢の機能に著しい障がいをもつ者(両上肢のすべての指を欠く者又は両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつ者を含む。)
4	両下肢の機能に著しい障がいをもつ者又は両下肢を足関節以上で欠く者
5	体幹の機能の障がいにより座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の者
6	前各号に掲げる者のほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者
7	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の者

別表第3

1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の者
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上の者
3	平衡機能に極めて著しい障がいをもつ者
4	そしゃく機能を失った者
5	音声又は言語機能を失った者
6	両上肢の親指及び人差し指の機能を全廃した者又は両上肢の親指及び人差し指を欠く者
7	1上肢の機能に著しい障がいをもつ者又は1上肢のすべての指を欠く者若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃した者
8	1下肢の機能を全廃した者又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠く者
9	体幹機能に歩くことができない程度の障がいをもつ者
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の者
11	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の者